

独立行政法人大学入試センター得点調整判定委員会規則

〔平成13年4月1日〕
規 則 第 2 2 号

改正 平成14年3月29日規則第11号
改正 平成16年3月25日規則第14号
改正 平成18年4月1日規則第33号
改正 平成20年3月28日規則第5号
改正 平成23年9月22日規則第38号
改正 平成25年3月28日規則第6号
改正 令和元年9月30日規則第41号
改正 令和2年3月31日規則第75号
改正 令和7年6月30日規則第12号

独立行政法人大学入試センター得点調整判定委員会規則

（設置）

第1条 独立行政法人大学入試センター（以下「センター」という。）に、各年度ごとに大学入学共通テスト（以下「共通テスト」という。）の結果に関し、共通テストの状況を考慮するとともに、問題の難易差等を専門的に分析し、得点調整の要否を総合的に判定するため、得点調整判定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（委員）

第2条 委員会は、9人以内の委員で組織する。

2 委員は、運営審議会の構成員のうちから、理事長が毎年度委嘱する。

3 理事長は、委員の選考を行うに当たり、一般社団法人国立大学協会、一般社団法人公立大学協会及び日本私立大学団体連合会と協議する。

（委員長等）

第3条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員がそれぞれ互選する。

2 委員長は、委員会の会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、前項の職務を代行する。

（委員会の招集）

第4条 委員会は、理事長の求めに応じ、委員長が招集する。

（定足数及び議決）

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立し、その議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 前項において、出席できない委員は、書面をもって表決をなし、又は他の委員に表決を委任することができるものとし、この場合は出席したものとみなす。

（専門委員会）

第6条 委員会に、専門的な立場から共通テストの結果を分析、整理し、得点調整の要否の判定に

必要な基礎資料を準備するため、毎年度、得点調整判定専門委員会（以下「専門委員会」という。）を置く。

- 2 専門委員会は、11人以内の委員（以下「専門委員」という。）で組織する。
- 3 専門委員は、センターの教員又は学識経験者のうちから、理事長が毎年度委嘱する。
- 4 専門委員会に座長を置き、専門委員のうちから理事長が指名する。
- 5 座長は、理事長の求めに応じて専門委員会を招集し、必要な基礎資料を委員会に提出する。
（秘密保持）

第7条 委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の氏名は、秘匿するものとする。

- 2 委員等は、委員等としての職務を遂行する上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
その職を退いた後も、同様とする。

（解嘱）

第8条 委員等が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、これを解嘱する。

- 一 拘禁刑以上の刑に処せられた場合
- 二 心身の故障のため職務の執行ができないと認められる場合
- 2 理事長は、委員等が委員等としての職務を遂行する上での義務違反その他委員等たるに適しない行為があると認められるときは、これを解嘱することができる。

（庶務）

第9条 委員会及び専門委員会の庶務は、試験企画課において処理する。

附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月22日）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成25年3月28日）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（令和元年9月30日）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和7年6月30日）

この規則は、令和7年7月1日から施行し、令和7年6月1日から適用する。